

県 子 連 第 2 6 6 号
平成 27 年 2 月 20 日

市町子連会長 様

滋賀県子ども会連合会
会長 安 部 侃
(公印省略)

安全共済会被共済者適用範囲について

掲題につきまして下記の通り、平成 27 年 2 月 19 日全国子ども会連合会総会にて承認されましたのでご連絡いたします。

記

共済規程改正 (平成 27 年 4 月 1 日適用)

(共済事業の種類及び被共済者の範囲)

現 行	変 更
単位子ども会、市町村（区）子連及び都道府県（指定都市） <u>子連に所属する就学前 3 年以上の者</u>	単位子ども会、市町村（区）子連・都道府県（指定都市） <u>子連及び全子連に所属する者</u>

<参考>全国子ども会安全共済会審査基準の改正 (平成 27 年 4 月 1 日適用)

現 行	変 更
IV. 判断基準 2. 「子ども会（会）員（子ども集団）」の構成 子ども会（会）員： <u>就学前 3 年の幼児から高校 3 年生年齢相当のものが会員である。</u> 但し、活動にあたっては、 <u>就学前 3 年の幼児の参加は安全共済会に加入している保護者の同伴を必要とする。</u> ※ <u>就学前 3 年の幼児から子ども会（会）員と定めたのは、幼児の発達段階を考慮して、集団活動になじめる時期と捉えた社団法人全国子ども会連合会「子ども会在り方委員会」の答申を受けて総会（平成 7 年 5 月 27 日）にて決定した。</u>	IV. 判断基準 2. 「子ども会（会）員（子ども集団）」の構成 子ども会（会）員： <u>乳幼児から高校 3 年生年齢相当のものが会員である。</u> 但し、活動にあたっては、 <u>就学前 3 年までの乳幼児の参加は安全共済会に加入している保護者、祖父母又は同居の親族の同伴を必要とする。</u> ※ <u>乳幼児から子ども会（会）員と定めたのは、平成 27 年 2 月 19 日の総会にて決定。</u>